

令和 年 月 日 鳥取県若桜町長 殿	整理番号	
住 所	ふりがな	
	氏 名	
	個人番号	
電話番号	生年月日	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限り。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	☒
--------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	☒
-------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

オンラインワンストップ申請をご利用いただけます

マイナンバーカードをお持ちの寄附者様は、オンラインワンストップ申請サービスを

ご利用いただけます。下の「自治体マイページアクセス用QRコード」からご申請ください。

自治体マイページアクセス用
QRコード



オンラインワンストップ申請の特徴

- ・オンラインのみでワンストップ申請が完了！
- ・申請書や確認書類の提出が不要！
- ・申請後すぐに申請受付が完了！

※ワンストップ申請は、

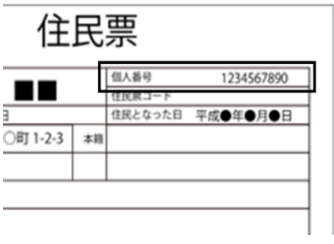
- ① この用紙を郵送する書面でのワンストップ申請、
 - ② 左記QRコードからのオンラインワンストップ申請
- 上記いずれか一方でお願いいたします。

※ 寄附をした年の翌年1月10日（必着）までにご提出ください。

オンラインワンストップ申請される方は、この書類の提出は不要です。

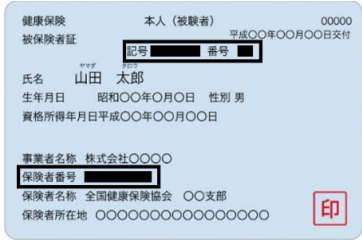
確認書類貼り付け用紙

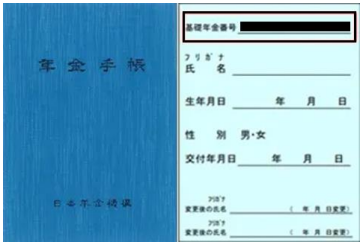
■ 個人番号の記載場所・各注意点 (…個人番号記載箇所)

マイナンバーカード	マイナンバー通知カード	住民票
		
個人番号は裏面に記載されています。	交付申請書（キリトリ線より下部分）に記載の個人IDは個人番号ではありません。また交付申請書は提出の必要はありません。 ※記載されている住所・氏名と現在の住民票上の住所・氏名と異なっている場合、マイナンバーを証明する書類として使用できません。	自治体により書式が違います。 個人番号欄が『省略』となっていないことを確認してください。

※個人番号は上記 3 種類の書類いずれかからご確認ください。運転免許証には個人番号は記載されておりません。

■ 被保険者証や、年金手帳の写しを送付される場合の注意点 (…塗り潰し必要箇所)





【健康保険証など被保険者証の写しを送付される場合】

保険者番号及び、被保険者等記号・番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。

【年金手帳の写しを送付される場合】

基礎年金番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。

※顔写真なしの本人確認書類をご利用いただく場合は、2 種類以上の本人確認書類が必要です。

個人番号確認書類 及び 本人確認書類を、重ならないように貼り付けてください。

※下記の貼り付け枠よりも大きなサイズの書類は貼り付けず、A4もしくはB5サイズにコピーしてそのまま同封ください。	
貼り付け位置	貼り付け位置
[個人番号確認書類]	[本人確認書類]

※ 寄附をした年の 翌年1月10日（必着）まで にご提出ください。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	整理番号		
鳥取県若桜町長 殿	ふりがな	わかさ たろう	
住 所	氏 名	若桜 太郎	
	個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
電話番号	0858-82-2231	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

（第8項） 申告の特例の適用を受けるための申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

太枠内の項目を記入、又は記載されている内容にお間違いがないかをご確認ください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみです。それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

寄附をした年月日と寄附金額を記入、又は記載されている内容にお間違いがないかご確認ください。

① 地	☒
-----	-------------------------------------

（注）

（1） 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

（2） 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	☒
-------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

申請条件

- もともと確定申告をする必要のない給与所得者等であること
年収2,000万円を超える所得者や、医療費控除等で確定申告が必要な場合は、確定申告で寄附金控除を申請してください。
- 1年間の寄付先が5自治体以内であること
1つの自治体に複数回寄付をしても1カウントになります。
- 申し込みのたびに自治体へ申請書を郵送していること
複数回申し込んだ自治体には、同一自治体であってもその都度申請書を提出する必要があります。